

再就職 等

Q1：1年以内に対象事業者を退職しました。交付の対象になりますか。

A1：会社都合、または正当な理由のある自己都合による退職の場合は、交付の対象となる場合があります。退職時の「雇用保険受給資格者証」をご確認いただき、「離職理由」欄に「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」がある場合には交付の対象となりますので、申請の際に必要な書類と併せて雇用保険受給資格者証もご持参ください。

Q2：1年以内に退職した対象事業者（A）とは別の対象事業者（B）に就職しました。交付の対象になりますか。

A2：再就職先が退職した事業者と同一か否かに関わらず、1年以内にいずれかの対象事業者を自己都合等で退職した場合には、交付の対象にはなりません。

Q3：市外のバス事業者を1年以内に退職しました。交付の対象になりますか。

A3：退職した事業者が市内の対象事業者のいずれかでなければ、1年以内の退職（転職）でも交付の対象になります。

Q4：市内の他業種の会社を1年以内に退職しました。交付の対象になりますか。

A4：退職した事業者が対象事業者のいずれかでなければ、1年以内の退職（転職）でも交付の対象になります。

就労開始日 等

Q5：6月から就労し、8月に二種免許を取得します。申請はどうしたらいいですか。

A5：申請の際に二種免許の写しを提出していただく必要がありますので、免許取得後に、二種免許の写しその他必要書類を揃えて提出してください。なお、給付金の支給には、「主として市内で走行する車両の運転業務に従事する」ことが要件となっておりますので、申請する際には、その旨が確認できる雇用証明書を事業者に作成してもらったのち、申請書に添付してください。

Q6：令和8年2月に就労して、令和8年4月から運転業務に従事します。交付の対象になりますか。

A6：申請期限の令和8年3月31日までに、運転業務に従事していることが確認できない場合、交付の対象とはなりません。

Q 7：令和 7 年 3 月に就労し、令和 7 年 4 月から運転業務に従事しています。交付の対象になりますか。

A 7：本給付金の交付対象は、「令和 7 年 4 月 1 日以降に就労した人」です。対象事業者への就労が令和 7 年 3 月であれば、運転業務に従事し始めたのが令和 7 年 4 月以降であっても、交付の対象にはなりません。

Q 8：以前から対象事業者に就労していましたが、令和 6 年度中は休職しており、令和 7 年 4 月から復職します。交付の対象になりますか。

A 8：本給付金の交付対象は、「令和 7 年 4 月 1 日以降に就労した人」です。お問い合わせの内容であれば、令和 7 年 4 月 1 日より前から就労されているので、交付の対象にはなりません。

就労状況

Q 9：市内のバス停を一部に含む路線のバスを運転します。対象になりますか。

A 9：本交付金は、「主として市内で走行する車両の運転業務に従事する」ことを要件としております。

主として運行を担当する路線に一部でも市内のバス停が含まれていれば、交付の対象となります。

Q 10：就労開始当初は市内路線の車両を運転していましたが、途中から市外路線の車両に担当が変わりました。返還する必要がありますか。

A 10：本交付金は、「主として市内で走行する車両の運転業務に従事する」ことを要件としておりますので、市外路線の車両を担当するようになった時点で、給付の対象外となります。

3 年間のうち、市内路線を担当していた期間を除く残月数分の額をご返還いただきます。

Q 11：現在、市内路線のバスの運行を担当していますが、月に数回、市外路線のバスを運行することになりました。返還する必要がありますか。

A 11：本交付金は、「主として市内で走行する車両の運転業務に従事する」ことを要件としております。1 か月の就労時間のうち半分以上は市内路線バスの運転業務に従事している場合や、市外路線バスの運転業務に従事するのは一時的なものである場合など、引き続き交付の対象となる場合がありますので、公共交通政策課までお問い合わせください。

Q 1 2：タクシー事業所に就労し、営業区域が市外の営業所に配属されました。発着地いずれかが光市になることがある場合、給付の対象になりますか。

A 1 2：本交付金は、「主として市内で走行する車両の運転業務に従事する」ことを要件としております。タクシー事業所に就労した場合、市内を営業区域とする営業所に所属することが要件となりますので、市外の営業所に配属された場合は対象外になります。

Q 1 3：令和 7 年 4 月に対象事業者にて有期雇用で就労し、令和 8 年 4 月 1 日から無期雇用になる予定です。交付の対象になりますか。

A 1 3：本給付金は、「期間の定めのない雇用契約を締結し就労した」、または「令和 7 年度中に期間の定めのない雇用契約を締結する」ことを要件としております。無期雇用になるのが令和 8 年度からであれば、交付の対象になりません。

なお、有期雇用で就労し、本給付金を申請した場合は、交付にあたる審査において、就労先事業者が作成する就労証明書にて、令和 7 年度内に無期での雇用契約を締結する予定の有無を確認いたします。

転入・転出

Q 1 4：市外在住で、就労したあとに光市に転入する予定です。手続きはどうしたらいいですか。

A 1 4：就労・転入した後に、光市が発行した住民票の写しを添えて申請書を提出してください。

また、就労後の転入が申請期限の令和 8 年 3 月 3 1 日以降になる場合は、就労後、3 月 3 1 日までに、現在お住まいの市区町村が発行した住民票の写しを添付し、申請してください。その後、公共交通政策課から交付決定通知を受領されましたら、光市に転入後、再度光市が発行した住民票の写しを添えて、請求書を公共交通政策課に提出してください。住民票の写しにて就労日から 2 か月以内の転入が確認されましたら、給付金を支給します。

なお、就労後 2 か月を超えて光市に転入した場合は、交付の対象とならないのでご注意ください。

Q 1 5：4 月に県外から県内他市町に転入・対象事業者にて就労し、5 月に光市へ転入しました。支給額はいくらになりますか。

A 1 5：給付額は基本給付額の 3 0 万円と加算給付額の 1 0 万円に分かれており、加算給付額の対象要件は「就労した日前 1 箇月以内又は就労した日以後 2 箇月以内に県外から本市に転入する人」となっております。

対象要件については、「現住所」及び「前住所」が記載された住民票の写しにて確認

をしますので、お問い合わせの内容であれば、「県内他市町から本市への転入」となり、加算給付額の対象にはならないので、基本給付額の 30 万円が支給額になります。

Q 1 6 : 就労から 3 年以内に、光市外に転出した後、引き続き対象事業者勤務します。返還の必要がありますか。

A 1 6 : 本交付金は、「光市内在住である」ことを要件としておりますので、光市外に転出した時点で、給付金の対象外となります。3 年間のうち、光市に在住していた期間を除く残月数分の額をご返還いただきます。

滞納

Q 1 7 : 光市で過去に滞納したまま、その後周南市に転出していましたが、就労にあたり光市に再転入します。交付の対象になりますか。

A 1 7 : 光市税の滞納がある場合は、交付の対象になりません。なお、滞納状況については、申請の際に公共交通政策課が調査及び閲覧する旨に同意していただき、その後担当課へ照会を行いますが、その時点で滞納額が 0 円であれば、交付の対象になります。